

刈払機取扱い作業者 安全衛生教育

労働安全衛生法第59条3号の規程により、事業主は刈払機を使用する作業を行う場合は、安全衛生教育を修了した者を従事させることとなっています。

この講習では、刈払機に関する作業・点検・整備・振動障害及びその予防等の知識並びに実技を習得でき、講習修了後は修了証が即日交付されます。

開催日時	令和7年7月7日（月） ≪時間≫ 9:00～17:00 （8:50集合）
開催場所	一関職業訓練協会（一関市職業訓練センター） 岩手県一関市舞川字西平 8-2
受講資格	満 18 歳以上の方
受講料	会員 8,800 円 一般 11,000 円（税込） 振込先 一関信用金庫 山目支店 普通 0126133 シヨクギョウケンレンホウジンイチノセキシヨクギョウケンレンキョウカイ カイチョウ スガワラヨシオ 職業訓練法人一関職業訓練協会 会長 菅原良男 ※お振込手数料は、ご負担いただきますようお願い致します。
定員	20 名
申込方法	事前に電話またはFAXで仮予約をしてください。 講習実施確定後、以下のものを準備の上、提出して下さい。 (1)申込書 (2)受講料 (3)写真1枚（30mm×24mm、裏面に氏名を記入すること）
申込締切	令和7年6月26日（木）
携行品等	刈払い機、工具、ヘルメット、手袋、ゴーグル、筆記用具、昼食、 印鑑（修了証受取時に必要）
その他	(1)申込みが定員に達し次第締め切らせていただきます。 (2)申込者が少数の場合は中止となることがありますのでご了承ください。 (3)申込締切後(講習実施確定後)にお客様のご都合でキャンセルされる場合、受講料は一切返金できかねますのでご了承ください。また、事前に仮予約された場合でも、締切日までに申し込み手続きが完了しない場合はキャンセルとみなしますのでご注意ください。

お問い合わせ
お申し込みは

職業訓練法人一関職業訓練協会

TEL 0191-31-7030 FAX 0191-31-7060

〒021-0221 岩手県一関市舞川字西平 8-2 URL <http://ichikun.jp>